

富士トラムネットワーク構想・基本計画策定支援業務仕様書

1 目的

本県では、世界文化遺産・富士山の環境保全や県内経済の活性化、県民生活の利便性の向上を図るため、令和3年2月に策定された富士山登山鉄道構想におけるLRT（次世代型路面電車）の代替案として令和6年11月に富士トラムを新たに提案している。

また、麓から富士スバルライン五合目のアクセス手段として富士トラムを導入することにより、富士山の来訪者コントロールや冬季観光の振興、雇用の創出を図り、世界文化遺産にふさわしい観光地の形成を目指している。さらに、富士トラムをリニア山梨県駅まで延伸するとともに、駅から県内各地の主要拠点まで結ぶことにより、県内二次交通の抜本的高度化を図る。

本業務においては、まず、富士山及び県内各地への富士トラム導入により実現すべき将来の県のあり方を示した富士トラムネットワーク構想を検討する。

次に、そのうち麓から富士スバルライン五合目までの富士トラム導入に関する基本計画について検討する。なお、富士山における導入においては、事業内容の企画段階から民間事業者が参画し、様々な専門的知見を生かすことを想定しており、その参画への判断に資するものとして当該基本計画を策定するものである。

2 委託業務名称

富士トラムネットワーク構想・基本計画策定支援業務

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

【1】富士トラムネットワーク構想の検討

次の要素について、富士トラム導入により実現すべき価値を検討し、整理する。

- ① 麓から富士スバルライン五合目までの導入
- ②-1 麓からリニア山梨県駅までの延伸
- ②-2 麓から山中湖・鳴沢村までの延伸
- ③ リニア山梨県駅から県内主要拠点までの延伸

【2】基本計画の検討

(1) 運行ルートや必要な施設の検討

次の要素について、富士スバルラインにおける富士トラムの走行に即し

た具体的な内容を検討する。

- ①運行ルート（駅の位置を含む）、停留所、車両、車両基地、通信システム、コントロールセンター
 - ②水素や電気等のエネルギー関連施設
 - ③その他必要な施設や設備
- (2) 事業性・採算性の検討
- (1) を踏まえたビジネスモデルを検討する。
 - ①運行スキーム
 - ②事業主体の体制、官民の役割分担
 - ③資金調達
- (3) 関連法令の検討
- (1) 及び(2) に関連する法令について、必要な許認可等を整理し、対応の方向性について検討する。
- (4) 検討会議用資料の作成
- 次の会議の開催に必要な資料を作成する。
 - ①富士トラム事業化検討会
事業化・技術課題・法制度に関して専門家による意見を求める会として本県が設置済み
 - ②富士トラムネットワーク構想研究会（仮称）
本構想を推進する母体として県が設置予定

※ 基本計画の検討に当たっては、鉄道やバスなどの交通事業者の知見を採り入れること。

5 関連成果品の活用

本県におけるこれまでの調査検討に係る成果品（いずれも山梨県のホームページで参照可能）その他県が有する資料を活用する。

- ・富士山登山鉄道構想（令和3年2月）
- ・富士山登山鉄道構想事業化検討に係る中間報告（令和6年10月）
 - ①令和5年度富士山登山鉄道技術課題調査検討
 - ②令和5年度富士山登山鉄道官民連携方策検討調査
- ・富士山新交通システム調査検討業務委託 業務実績報告書（令和7年3月）

6 成果品

本業務に関する成果品は次のとおりとし、詳細は契約時に山梨県と協議の上、決定する。

(1) 紙媒体

本業務で作成した全ての資料（図表、打合せ資料等を含む）を整理し、実績報告書としてとりまとめること

体裁：A4判縦（A3判の折込可）、横書き、フルカラー

部数：10部

(2) 電子媒体

(1) の電子データを Windows 対応の電子媒体（CD-R 等）に格納する

データは基本的に編集可能な形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint 等）及び印刷可能な解像度の PDF 形式で納入すること。

7 留意事項

(1) 本業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。

(2) 本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、本業務により知り得た個人情報については、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

(3) 本業務において個人情報を取り扱う場合には、「富士トラムネットワーク構想・基本計画策定支援業務委託契約書」別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 本業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心掛けるなければならない。

(5) 本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。

(6) 本業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、本業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、本業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、本業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

(7) 本業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

(8) 本業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、本業務の一部を委託する場合については、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

8 その他

本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、山梨県と受託者で協議の上、山梨県の指示に従うものとする。